

源 来 徴 収 税 率				1570 (仕入)	
(注1) 居住者の場合は他に住民税3%の特別徴収が必要					
(注2) 居住者の場合は他に住民税5%の特別徴収が必要					
(3)	割引債の償還差益 (源泉分離)			18% (又は16%)	
(4)	源泉徴収選択口座内配当等			7%	
(5)	特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等			7%	
(6)	給与所得	「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額		(略)	
(7)	退職所得	イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合	「退職所得の源泉徴収税額の速算表」…	(略)	
		ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合		20%	
(8)	報酬・料金等	イ 居住者に対して支払われるもの			
		(イ) 原稿料等 (所得税法第 204条 1 項 1 号)	}		
		弁護士、税理士等 (同条 1 項 2 号)		1 回の支払金額 100万円までの部分	10%
		職業野球選手、騎手等 (同条 1 項 4 号)		100万円超の部分	20%
		芸能等についての出演、演出等 (同条 1 項 5 号)			
		契約金 (同条 1 項 7 号)			
		(ロ) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士 (同条 1 項 2 号)	}	10%	
		職業拳闘家 (同条 1 項 4 号)			
		外交員、集金人、電力量計の検針人 (同条 1 項 4 号)			
		パバー、キャバレーのホステス等 (同条 1 項 6 号、措置法第41条の20)			
		＝ (5 千円×計算期間の日数) を超える部分			
		広告宣伝の賞金 (同条 1 項 8 号)			
		(ハ) 診療報酬 (同条 1 項 3 号)	＝月分の支払金額20万円超の部分	10%	
		(ニ) 公的年金等 (所得税法第 203条の 2)	＝ (公的年金等の支給額) － (控除額)		
		A 「扶養親族等申告書」を提出した場合		5%	
		B 「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合		10%	
		(ホ) 生命保険契約等に基づく年金 (所得税法第 207条)			
		＝ (支払う年金の額－その年金額に対応する保険料又は掛金の額) で25万円以上のもの		10%	
	ロ 内国法人に対して支払われるもの				
		・馬主に支払われる競馬の賞金 (所得税法第 174条第10号)			
		＝ (賞金の額の20%+60万円) を超える部分		10%	